

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年12月18日（金）16:14～16:22
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 星野 哲雄 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課周波数調整官
- 大江 慧知 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課第一計画係長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 時間がないのですみません。だいぶ押してしまって申し訳ございません。電波の関係でございます。これはドローンなどでもずっと議論があったところですが、特定実験試験局制度について、全国規模での措置に加えて、特区のところでも事務局的にかなり整理が付いたということでございますので、御報告をいただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところ、お越しくださいますありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○星野調整官 お手元に資料を配付させていただいております。

まず、1枚おめくりいただきまして、特定実験試験局制度の見直しにつきましてですが、これは既に何度もこの場においても御説明させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

この制度の見直しにつきましては、先月11月11日に電波監理審議会に諮問させていただ

きまして、同日に答申をいただいております。

進捗状況ですが、現在、この制度改正に関連いたします省令関係の公布の作業、官報掲載の作業を進めておりました、おそらく来週の後半には官報掲載が可能かというふうに今調整ができていますところがございます。そういう意味で、来週中に公布、それで施行ということになるかと準備をしているところがございます。

資料2は、こちらは関連いたしまして、特区に係る部分での取扱いについてということの通達でございます。これもこれまでも何度も御説明させていただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。こちらのほうも、細かい部分を省内のほうで調整を進めておりますが、発出の準備を今進めているというところがございます。

それで、先ほどの省令改正の関係で、電波監理審議会のほうが諮問した内容で少し指摘等がございましたので、その部分について御紹介させていただきます。制度的には非常にいい制度だというコメントをいただいております。ただ、これまでの電波管理という意味からは、従来しっかりと電波管理の秩序が保たれていたことが、こういうことを拡大することによって保たれなくなる可能性もかなり孕んでいる、そういう危惧をするようなコメントをいただいております。そういう意味で、しっかりとこの制度の運用をやっていただきたいというコメントをいただいておりますので、その点は補足させていただきます。

その後、参考までといたしまして、今回省令改正等々における改正内容について資料としては付けさせていただきます。

さらに、前回のワーキングで御指摘いただいた部分について、簡単に回答について説明させていただきます。前回のワーキングの中で、特定実験試験局の免許発給までの事前調整手続を時間のかからない円滑な仕組みにするとともに、調整に要する期間の目安を周波数、実験区域、関係者の数などに応じて類型化することという御指摘をいただいております。

総務省からの回答といたしましては、本件のこの措置としては、特区の地方公共団体、地方自治体の責任のもとで、混信防止その他の必要な措置を講じられるということを前提としているものがございますので、基本的に事前の調整手続というものは地方公共団体が主体的に進めるべきという、これは電波を使用したい方々が主体的に進めるものという従前の考え方と一緒にございます。その調整に要する期間というものは、告示の案の作成に係る確認事項、個別の免許の処理に係る確認事項については、電波を使用したいということも含めまして地方公共団体及び民間事業者がどの程度の期間で対応が可能かというようなことにかかりますので、当方から中々目安を示すことは難しいという回答をさせていただきます。どの程度の期間か、これは総務省の中で計り切れるものではないということでございます。

それから、二つ目の指摘事項といたしましては、事前調整手続における確認事項について、自治体がチェックすべき具体的なポイントを整理したガイド等を作成し、自治体に周知を行うことという御指摘をいただいております。

こちらの回答につきましては、確認事項のうち、特に混信その他の妨害を防止するための必要な具体的な措置については、特定実験試験局で使用される周波数等に係る具体的な要望、こういうものに応じて、一例として次の事例が想定されるということでごくつか挙げさせていただいております。例といたしましては、特定実験試験局の運用によって影響を受ける地域について、例えば、その地域については関係者以外の立入りを禁止するというような方法、あるいは特に関連した特定実験試験局の運用により影響を受ける可能性のある者に対して個別に連絡をして、運用の調整を実施するという方法もあるかと思えます。さらには、地方公共団体及び特区に関連する特定実験試験局並びに既存の無線局の免許人等から構成される無線局相互の運用調整を行うための協議会等を設置して、運用調整を実施するというような方法。また、特定実験試験局の運用によって、近隣地域において他の無線局の運用に影響がある可能性のある旨を、色々な方法があるかもしれませんが、周知をする。このような方法が考えられるのではないかとございます。こういう方法論につきましても、各地方自治体において具体的にどのような措置を講ずるべきかについては、個別の要望、個別のどういう周波数を使うか、どういうような地域に使うか、そういう事例によってさまざまな部分になってくるかと思えますので、そういう要望に応じて、当方から自治体等に対して必要な助言等を行うことを今考えてございます。

回答については以上でございます。全体の説明についても以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員、何か御質問はございますか。

○原委員 基本的にはこういう方向だと思いますが、周知のやり方についてはできるだけ分かりやすく、個別の要望に応じてというよりは、何かもう少し一般的なことがあったほうがいいのかもございます。それはまた引き続き相談させていただけるといいのではないかとございます。

○八田座長 あと、事務局から何か。

○藤原次長 通知になるのですか、通達になるのですか、これは実際のスケジュールについては12月と書いていただいているけれども、特区自治体に対して年内という感じですか。

○星野調整官 通達自体は私どもの総合通信局向けに発出する通達でございます。現在発出のための文書審査等に入っておりますので、確実に年内というわけには中々約束はできませんが、できるだけ早い時点で発出したいと思っております。

○藤原次長 そこは調整させてください。周知を特区自治体などと一緒に同時並行的にやる必要があると思っておりますので、タイミングを是非一緒にしたいと思っております。

○八田座長 他にございませんね。

どうぞよろしくございます。どうもありがとうございました。